

一般財団法人 大阪建築防災センター

確認検査業務約款

制定年月日 平成 11 年 7 月 1 日

最終改定年月日 令和 7 年 3 月 25 日

番号 OR-02 号

(責務)

第 1 条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び一般財団法人大阪建築防災センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書、引受承諾書及び、引受証を含む。以下同じ。）及び一般財団法人大阪建築防災センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 甲は、乙への申請書及び添付図書について事実と相違ない事を記載しなければならない。

3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書又は引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

5 甲は、別に定める一般財団法人大阪建築防災センター確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、引受承諾書又は引受証に定められた額の手数料を、第 3 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

7 甲は、乙が確認検査の業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

8 甲は、乙の確認検査の業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認業務 法第6条第1項第1号から第3号に係るものにあつては引受日から35日以内、その他のものにあつては引受日から7日以内
- (2) 中間検査業務 引受証に定める検査予定日の翌日
- (3) 完了検査業務 引受証に定める検査予定日の翌日
- (4) 仮使用認定業務 引受日から14日以内

2 乙は、甲が前条第5項から第8項に定める責務を怠ったとき、その他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

第3条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料 確認済証交付日の前日
- (2) 中間検査の申請手数料 引受証に定める検査予定日の前々日
- (3) 完了検査の申請手数料 引受証に定める検査予定日の前々日
- (4) 完了検査時の追加説明書の審査手数料 検査済証交付日の前日
- (5) 仮使用認定の申請手数料 引受時に定めた検査予定日の前々日

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、手数料を前条の支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込みに係る費用は甲の負担とする。

2 甲は、甲乙協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(確認審査中の計画変更)

第5条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、甲は、当該確認の申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。この場合において、乙は業務を中止し、提出された申請関係図書を甲に返却する。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、手数料規程に定める場合を除きこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第8条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等（建築物に限る。）の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙は、その賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

第9条 甲の確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、電子情報処理組織にて交付を行う。また、計画通知の場合は、次の各号を電子情報処理組織にて交付し、それ以外については、書面にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

- (1) 確認引受承諾書
- (2) 確認済証の交付時における副本
- (3) 適合しない旨の交付時における副本
- (4) 仮使用認定引受承諾書
- (5) 仮使用認定通知書の交付時における副本
- (6) 適合しないと認める旨の交付時における副本

2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については行わない。

3 乙は、業務規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第17条第3項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第14条に規定する事務所とする。

(リモート検査)

第10条 乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。

2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

- (1) 検査体制(使用する機器、Web会議システム等)
- (2) 書類検査の方法
- (3) 検査補助者の安全対策
- (4) 中断したときの対応
- (5) 映像・音声の記録及び保存の取扱い

- 3 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない。
- 4 甲は、第2項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。
- 5 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、業務規程第14条に規定する主たる事務所とする。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。

3 甲又は乙は、相手方が前2項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。

4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(別途協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(附 則)

この約款は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

(附 則)

この約款は、平成 20 年 6 月 19 日から施行する。

(附 則)

この約款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この約款は、平成 26 年 12 月 8 日から施行する。

(附 則)

この約款は、平成 27 年 10 月 26 日から施行する。

(附 則)

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この約款は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

(附 則)

この約款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この約款は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(附 則)

この約款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。